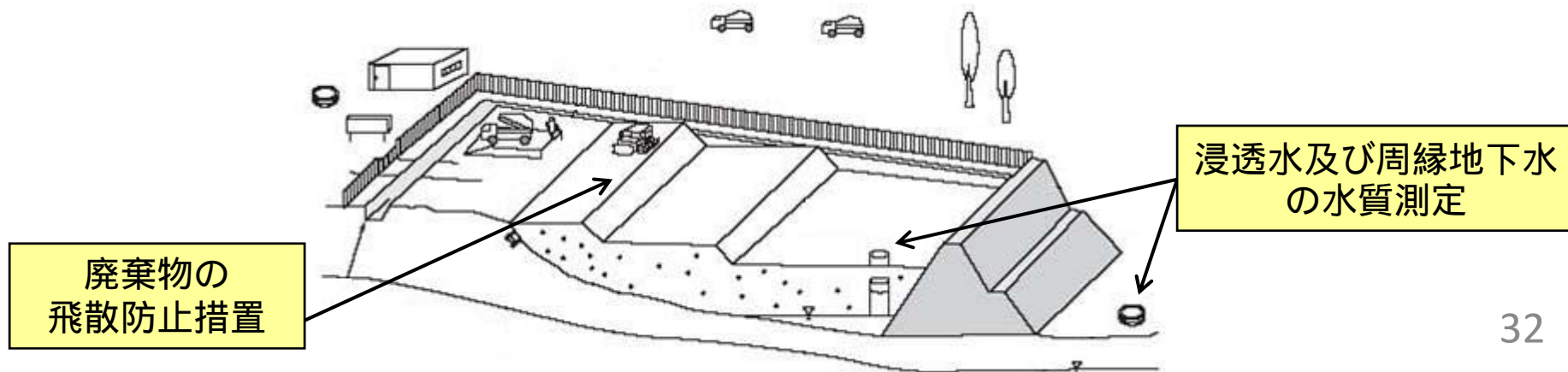


最終処分場が放置され問題となった事例について

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
- A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
- A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
 - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
 - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
- A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。

同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



安定型最終処分場を巡る課題

安定型処分場においては、管理票制度や展開検査の実施による、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の厳格な分別が困難であり、それにより地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性があるとの指摘がなされている。下記の安定型処分場建設等差止請求事案においては、建設の差止めが認められている。

千葉県富津市の安定型最終処分場建設等差止請求事案

- 地裁判決「被告は、原告(一部)に対し、別紙物件目録記載の各土地について、産業廃棄物最終処分場を建設、使用、操業してはならない。」
- 高裁は地裁判決を支持(一部補正)、最高裁は上告を棄却。

茨城県水戸市の安定型最終処分場建設等差止請求事案

- 地裁判決「被告は、別紙物件目録記載の土地について、産業廃棄物最終処分場を建設、使用、操業してはならない。」
- 高裁「原判決は相当」、最高裁は上告を棄却。

廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

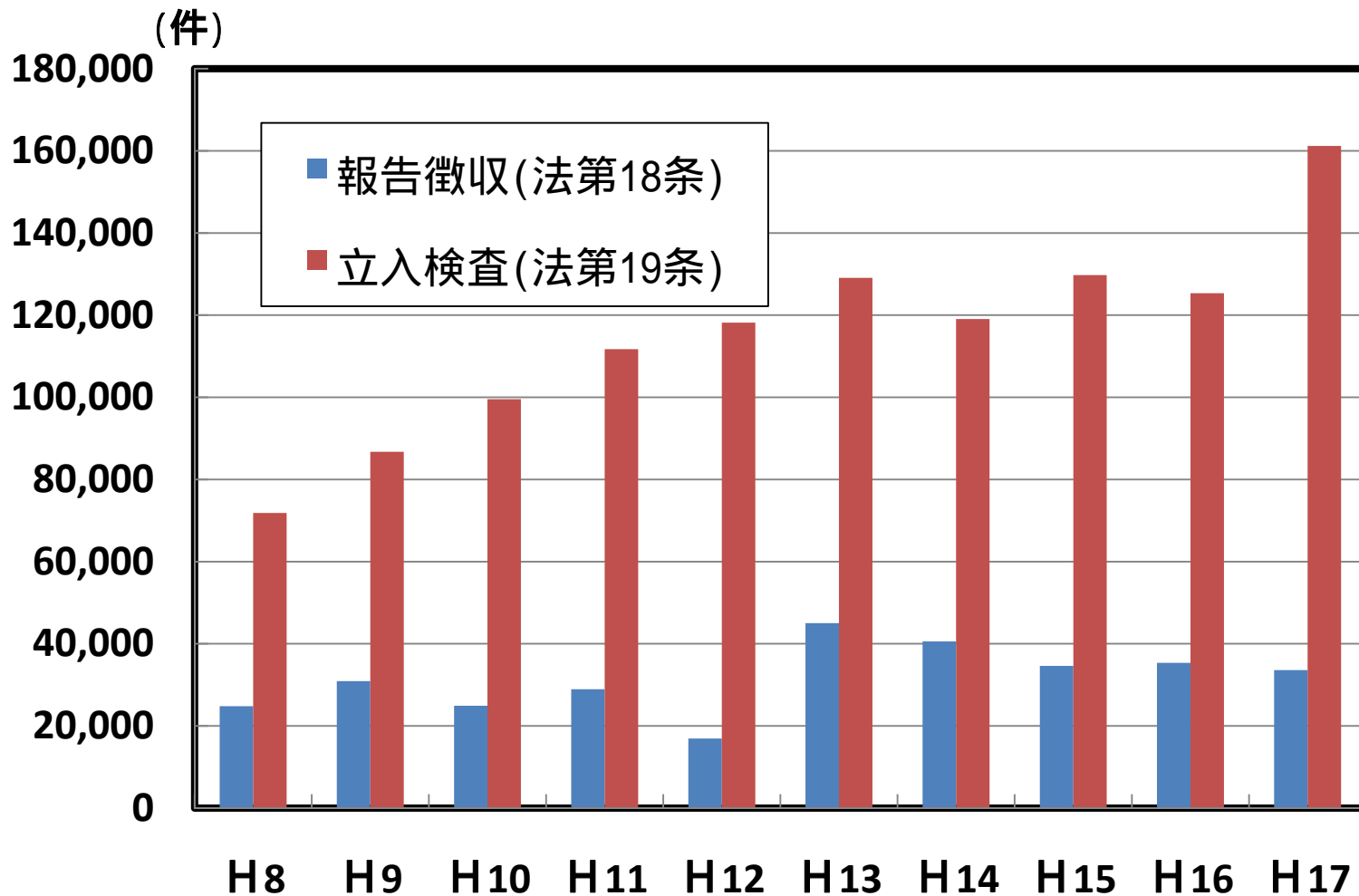
- 19法人を指定(平成20年9月現在)
- うち、10法人の処理施設が稼働

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況	都道府県	法人名	指定日
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、 破砕施設が稼働(H7.9～)	島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20
大分県	(財)大分県環境保全センター	H5.3.11	建設廃材破砕施設、As再生 施設が稼働(H6.11～)	茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働 (H12.1～)	佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11
香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14	-	山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等 が稼働(H11.4～)	滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25
高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1	最終処分場を建設中 (H19年度～)	和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働 (H13.10～)	愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働 (H14.12～)	岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働 (H13.6～)	熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等 が稼働(H17.11～)			

2 . 適正処理対策

不法投棄対策

報告徴収・立入検査の状況について



不適正処理による罰則と不法な収入

青森・岩手県境不法投棄事案

< 概要 >

青森県の排出事業者が、埼玉県の産業廃棄物処理業者と共謀し、青森県と岩手県に跨る事業場敷地内にごみ固形化物等の産業廃棄物を不法投棄した事案

< 罰則 >

- ・両法人にそれぞれ罰金2,000万円
- ・処理業者の代表取締役に罰金1,000万円

< 不法な収入 >

不法投棄行為者が受け取っていた処理料金は約5,000円/t。

不法投棄量が約86万tであることから、不法な収入は約43億円程度と推定

不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

1. 不法投棄の現状

不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、**近年40万t前後(1,000件前後)**で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の**環境面での影響**はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の**経済的損失**をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、**社会的な影響**も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その**未然防止を図ることが不可欠**。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、**廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)**が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「**5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。**」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分 of 徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

制度を支える人材の育成

優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

産業廃棄物適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推進基金の運営等を行っている。

不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準（法第12条第1項又は法第12条の2第1項）に違反する処分】

生活環境の保全上の支障
又は生ずるおそれ

都道府県知事等による措置命令（支障の除去等を命令）

【法第19条の5：処分者、委託基準違反の排出事業者等】

【法第19条の6：注意義務違反の排出事業者等】

原因者による支障の除去等

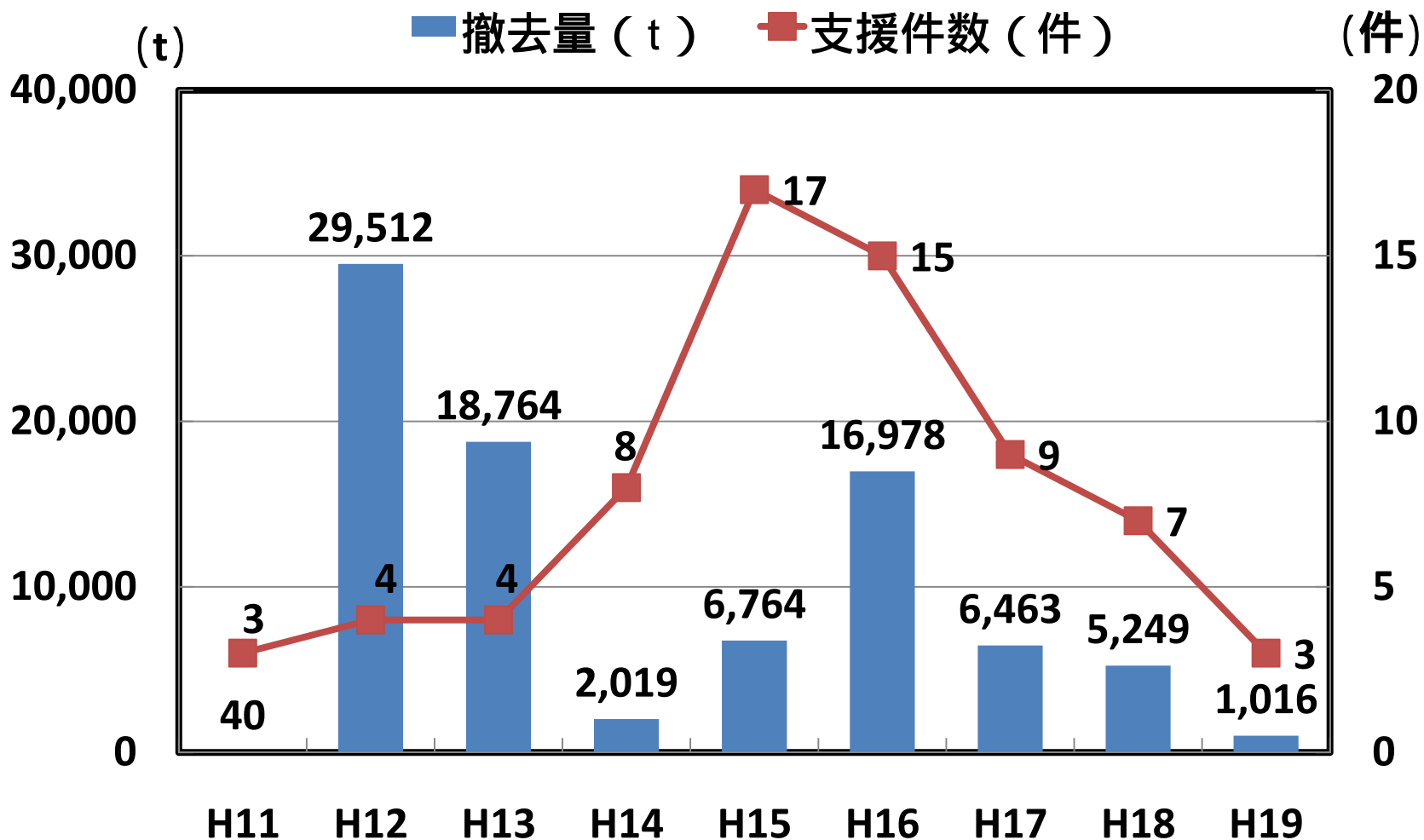
（原因者による支障の除去等がなされない場合）

都道府県等による行政代執行（知事等の裁量。費用は原因者に求償）【法第19条の8】

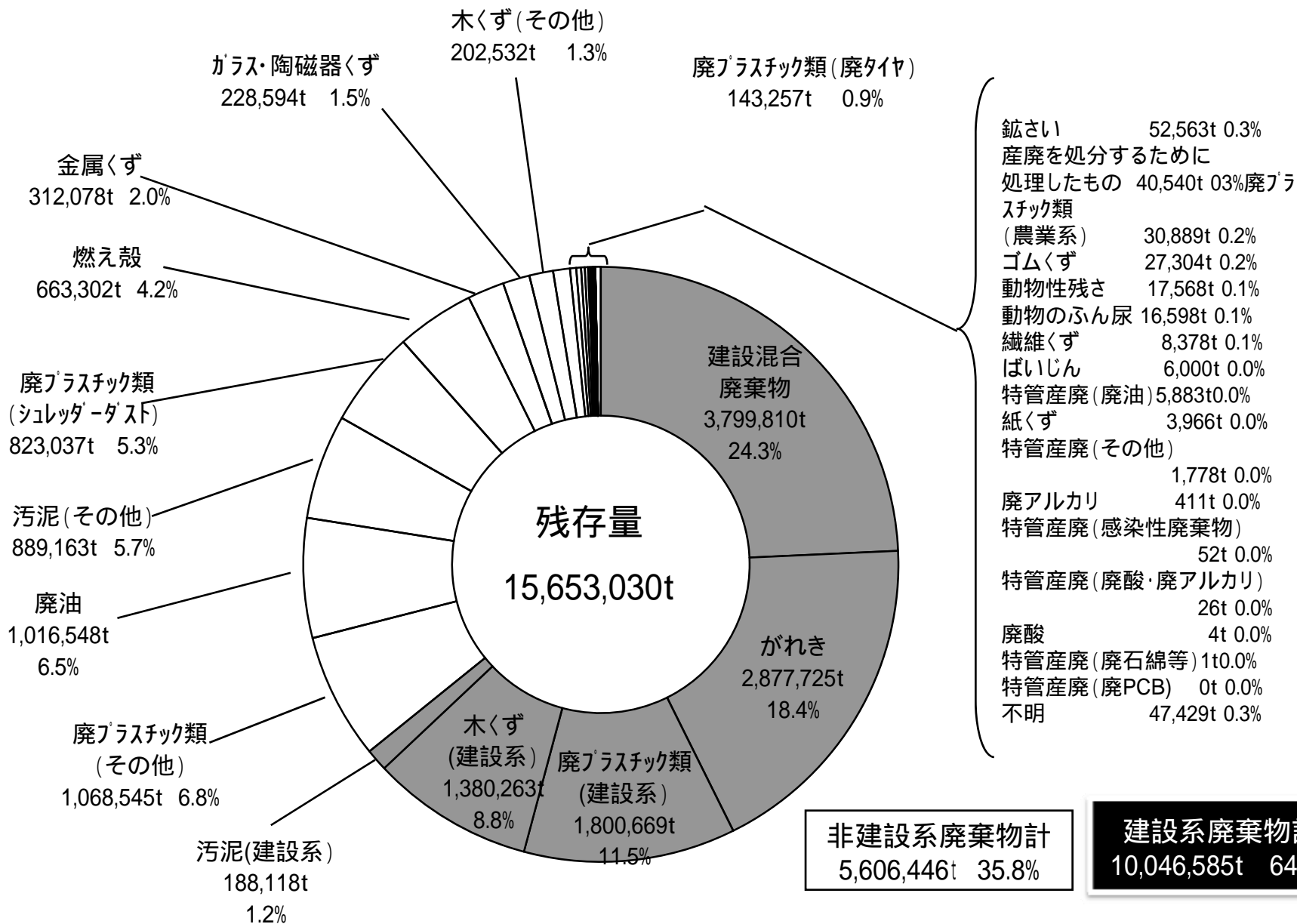
（都道府県等が要した費用について支援）

産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援
（改正法施行（平成10年6月）以降のもの）

産業廃棄物適正処理推進センターによる支援の実績



不法投棄残存量 (平成18年度末時点)



3 . 廃棄物処理法の活用による 3 R の推進

減量・再生利用の取組体系

廃棄物処理法

多量排出事業者処理計画制度

産業廃棄物を多量に排出する事業者等による減量その他の処理計画の策定

再生利用認定制度

生産設備等を活用した再生利用を促進するための、環境大臣による認定制度

広域認定制度

製造事業者等による広域的な再生利用等を促進するための、環境大臣による認定制度

各種リサイクル法等

容器包装、食品、家電、建設、自動車リサイクル法

物品の性質に応じた個別リサイクル制度

資源有効利用促進法

使用済物品や副産物も含め、資源の有効利用を図るための省資源化、再資源化等の自主的取組を促進

グリーン購入法

国等によるリサイクル製品等の環境配慮物品の調達を促進

3Rについての普及啓発

国民運動や各種イベント、シンポジウム、モデル事業等の実施

多量排出事業者処理計画の概要と取組状況

平成3年改正

事業者に対して都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示

平成9年改正

事業者の作成する処理計画に関して、廃棄物の減量の視点が明確に

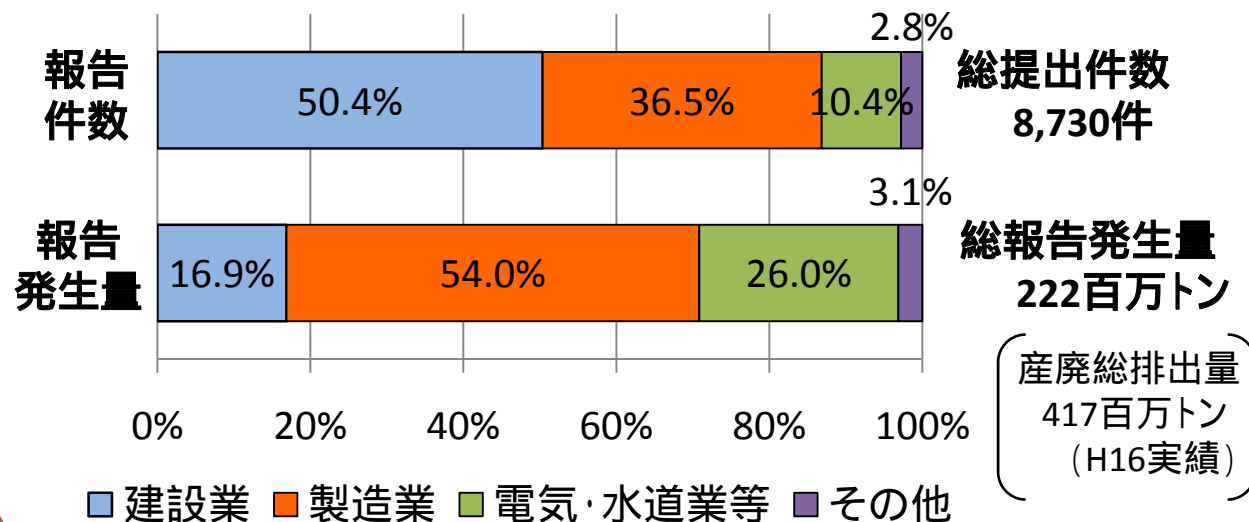
平成12年改正

前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特管産廃で50トン)以上の事業場に処理計画の提出・計画の実施状況を義務付け
都道府県知事は、計画及びその実施状況について公表

処理計画の基準

- 当該事業場の事業概要を記載すること
- 以下の事項を定めること
 - ・ 計画期間
 - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 排出抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 前年度の発生量・本年度の目標量を記載すること

平成16年度多量排出事業者処理計画実施状況報告



再生利用認定制度（平成9年～）

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



- ・再生利用の大規模・安定的な推進



生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

- 廃ゴム製品
- 廃プラスチック類
- シリコン汚泥
- 廃肉骨粉
- 廃木材（一廃）
- 建設汚泥（産廃）

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物
(バーゼル規制対象物)

非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

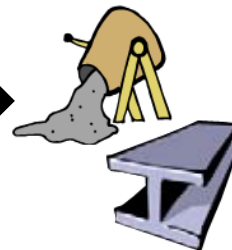


原材料として投入



生産設備等
(製鉄所、セメントキルン等)

再生利用

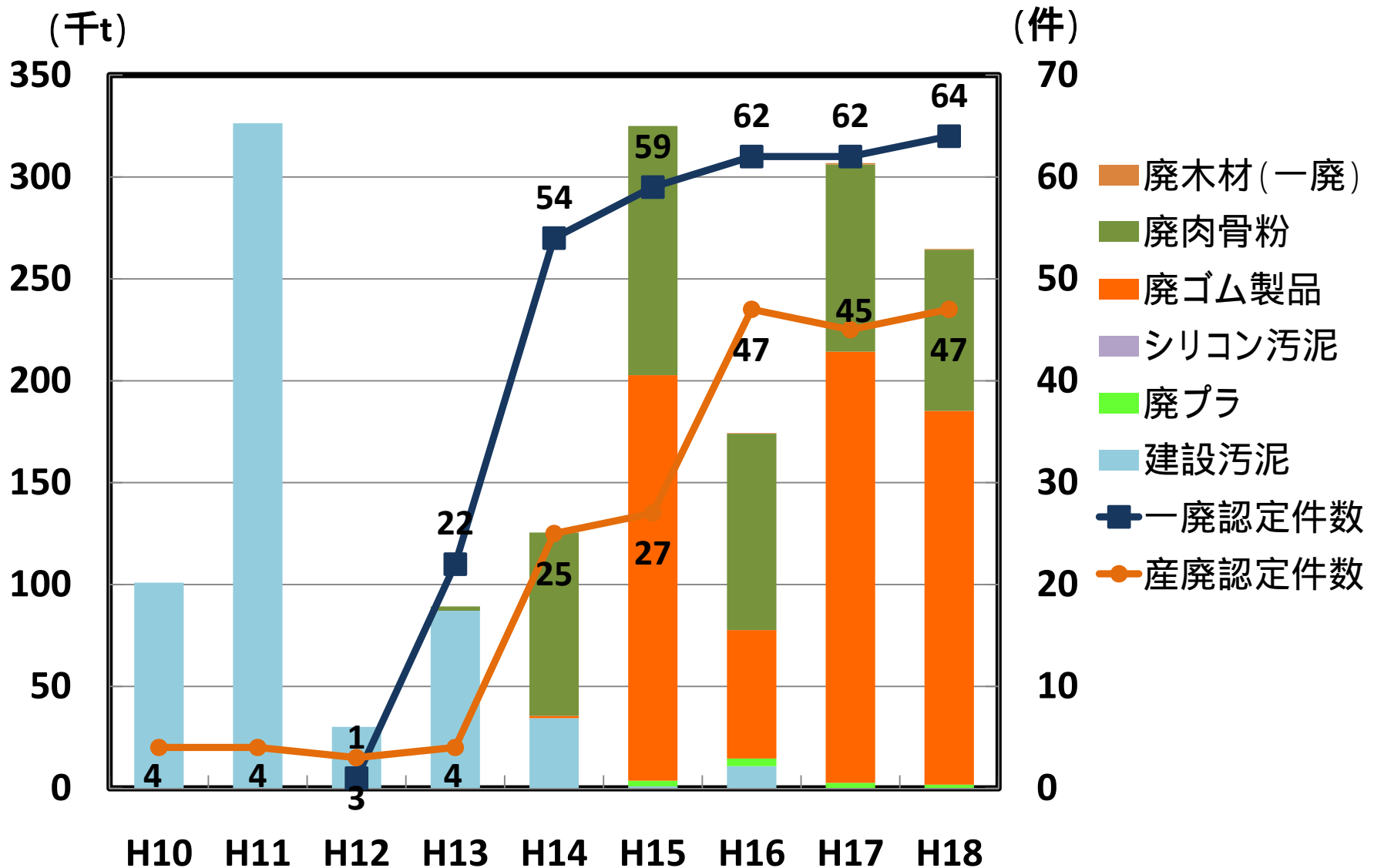


製品(鉄、セメント等)

認定実績(H20年10月末)

一般廃棄物: 64件
産業廃棄物: 46件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



広域認定制度（平成15年～）

制度の趣旨・背景

- ・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

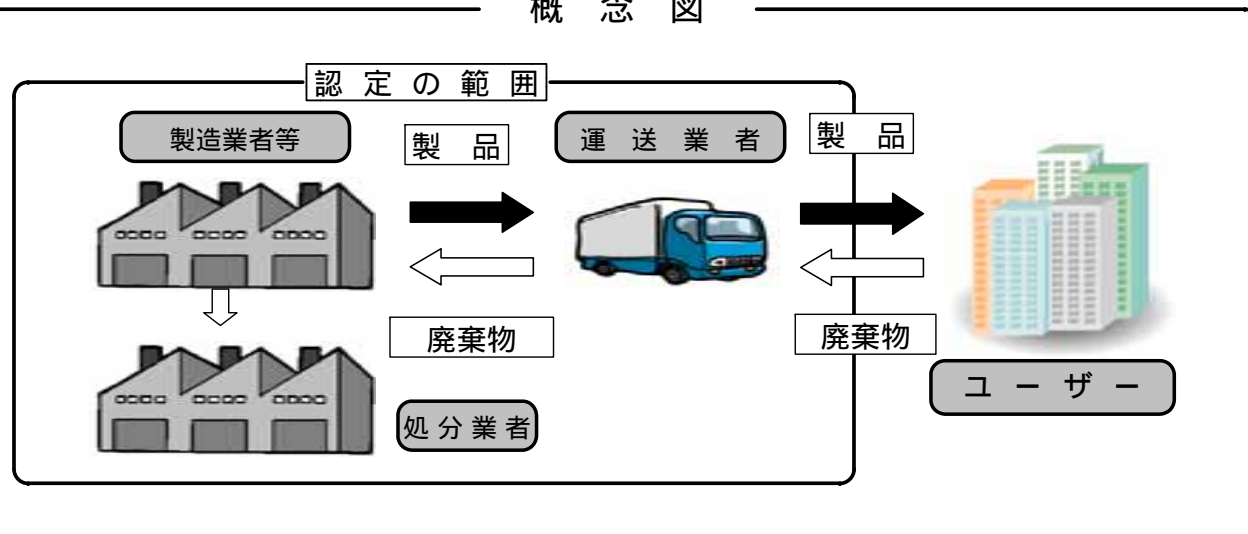
一般廃棄物：品目を限定

廃スプリングマットレス、廃消火器、廃開放型鉛蓄電池等

産業廃棄物：品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、建築用複合部材等

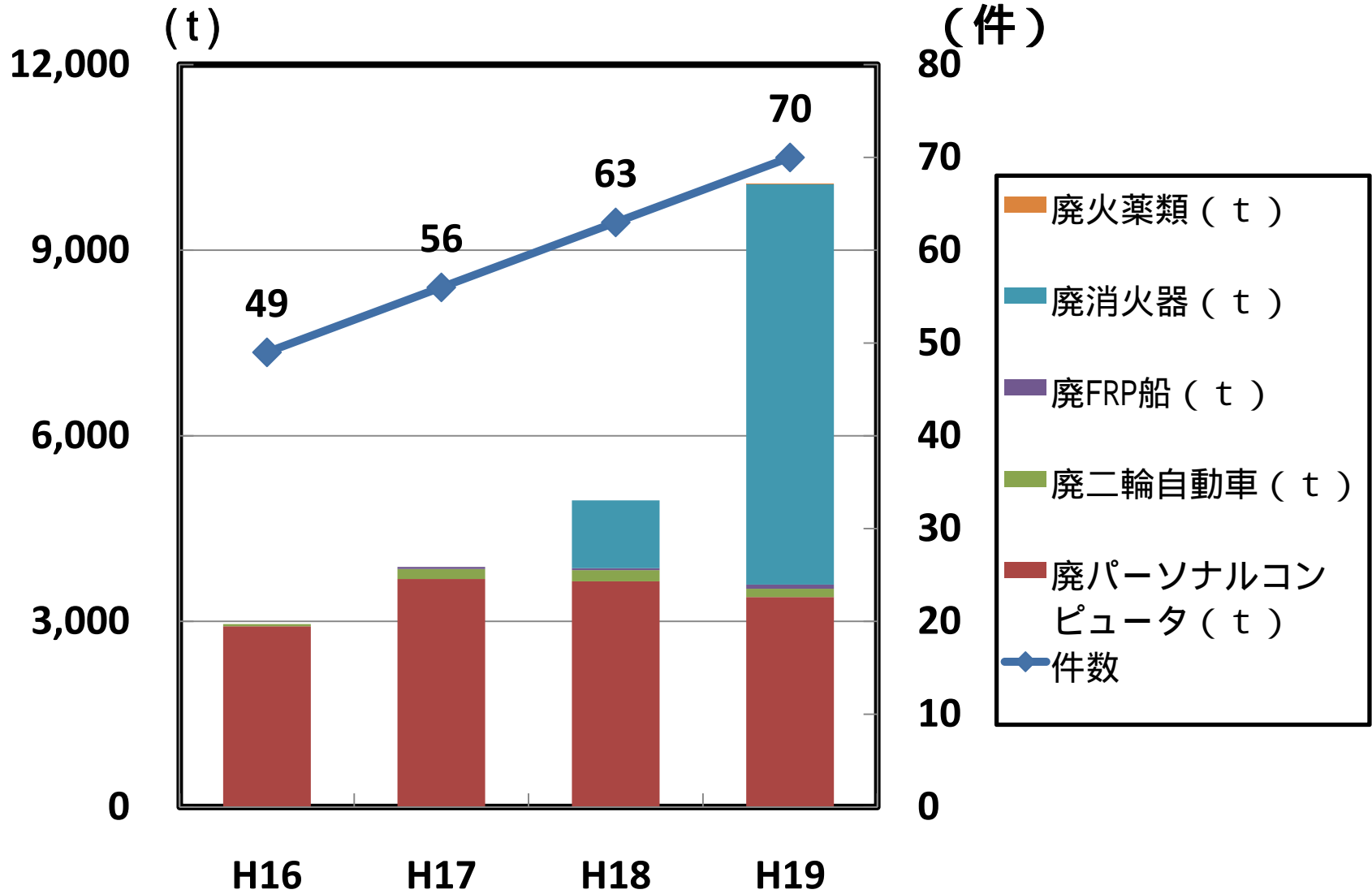
概念図



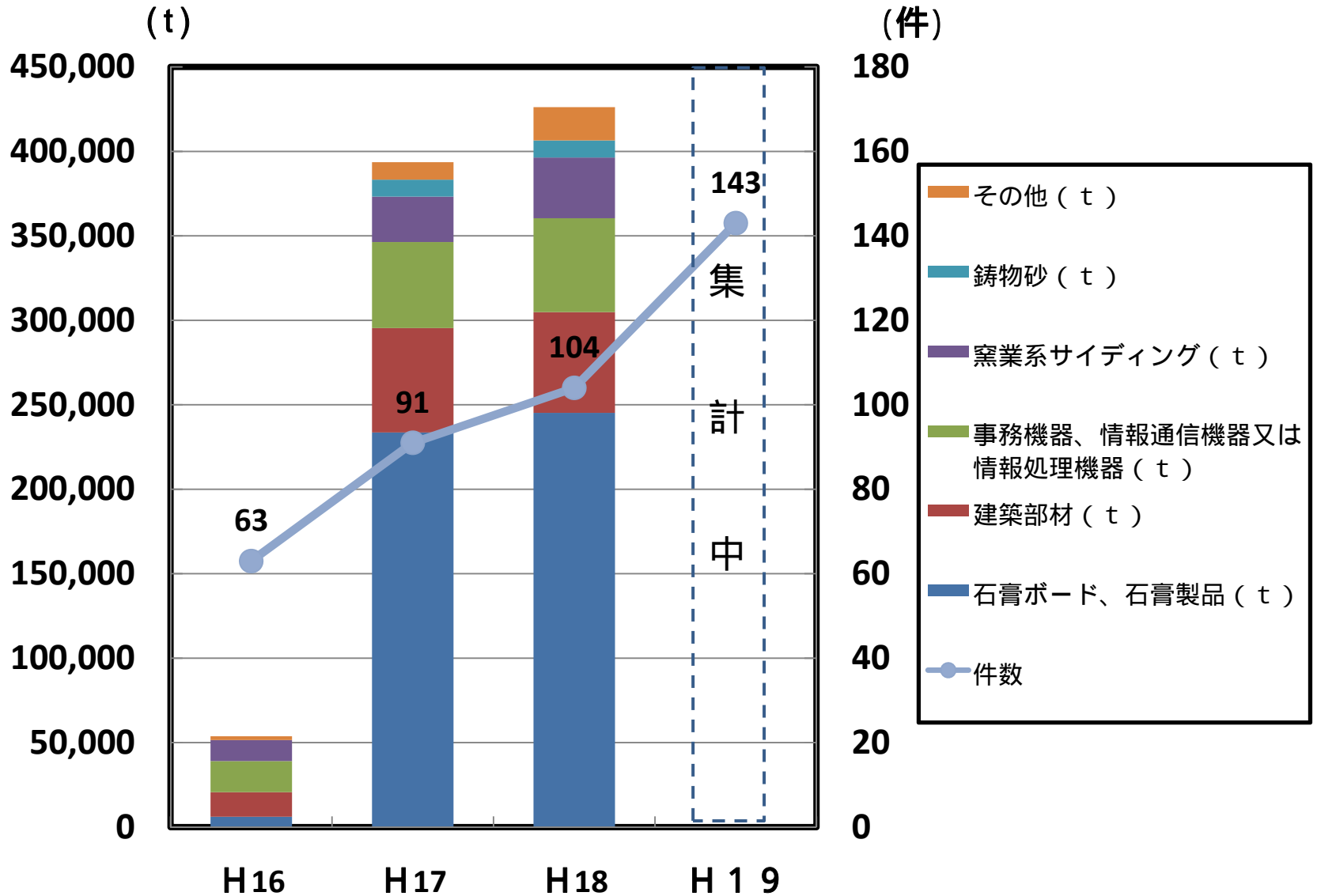
認定実績（H20年10月末）

一般廃棄物：72件
産業廃棄物：152件

一般廃棄物における広域認定の認定件数と処理量の推移



産業廃棄物における広域認定の認定件数と処理量の推移



4 . その他

地方自治体の運用

地方自治体の運用について

「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」(抜粋)
(平成14年 中央環境審議会 意見具申)

住民同意

同意を得る住民の範囲を巡る問題や同意に際しての不透明な金銭授受を巡る問題の発生による地域コミュニティの破壊
施設の設置ができず、適正な処理の確保が困難に

流入規制

適正な処理業者でも扱う産業廃棄物の量が制約され、処理業者の扱わない産業廃棄物が結果として不適正な処理のルートに向かう可能性

見直しの方向性



産業廃棄物分野の構造改革の推進、マニフェストによる排出事業者責任の徹底強化等により、これらの運用の原因となった根本的な問題の解決が必要

優良業者の活動を阻害するなど産業廃棄物分野の構造改革に逆行するような行政指導についてはその考え方を転換し、優良な処理事業が地域に受け入れられ、地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにすることが必要

4 . その他

廃棄物の輸出入

国際的な資源循環の状況

循環資源の国際的な動き

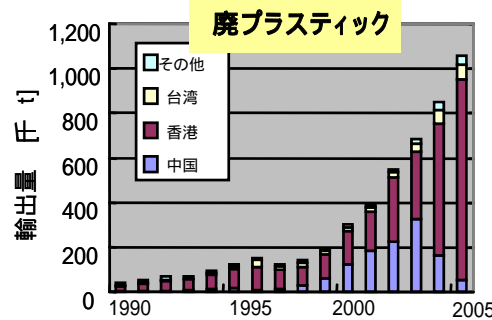
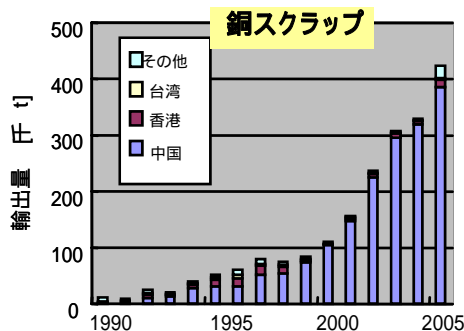
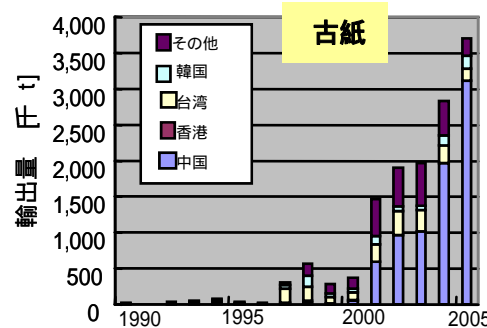
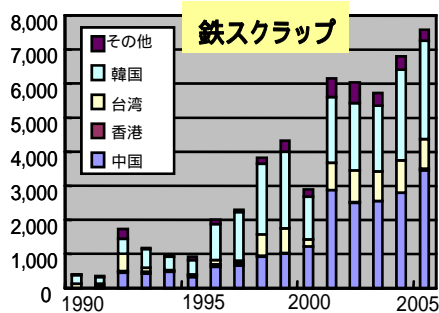
現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による**世界全体での廃棄物の発生量の増加**

リサイクルの進展や資源需要の増加による**循環資源の越境移動量の急激な増加**

循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性（E-waste問題等の発生）

循環資源の輸出の推移

アジアにおける廃棄物処理の現状



出典：財務省貿易統計

中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

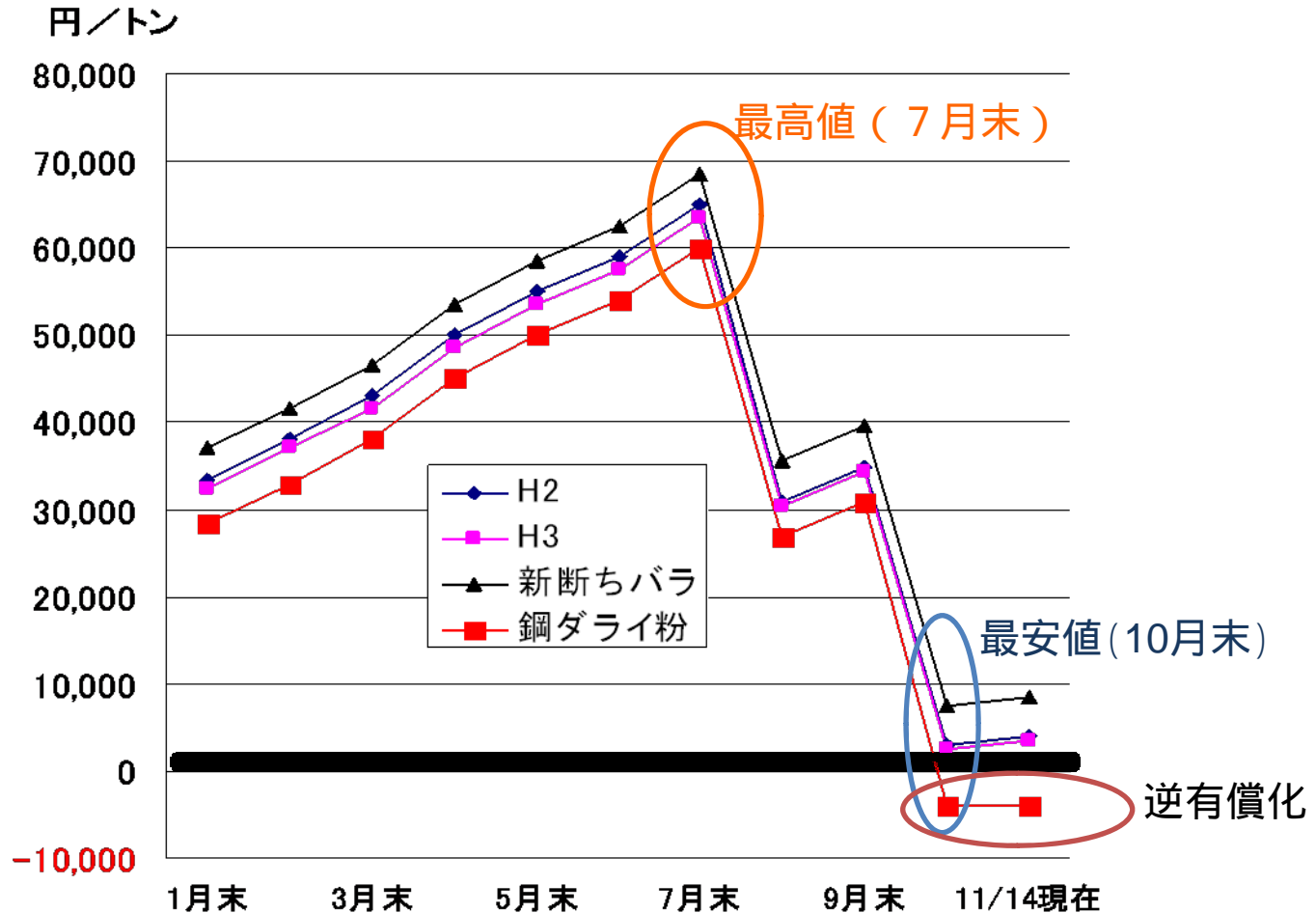
OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。(2006年)

インドネシア

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩落。147名の死者を出す惨事となった。

国際取引市場における鉄スクラップの価格変動

国内の鉄スクラップ相場は、7月末に最高値をつけた後に急落、最安値をつけた10月末までに63～103%下落。特に鋼ダライ粉については逆有償化したまま現在も推移。

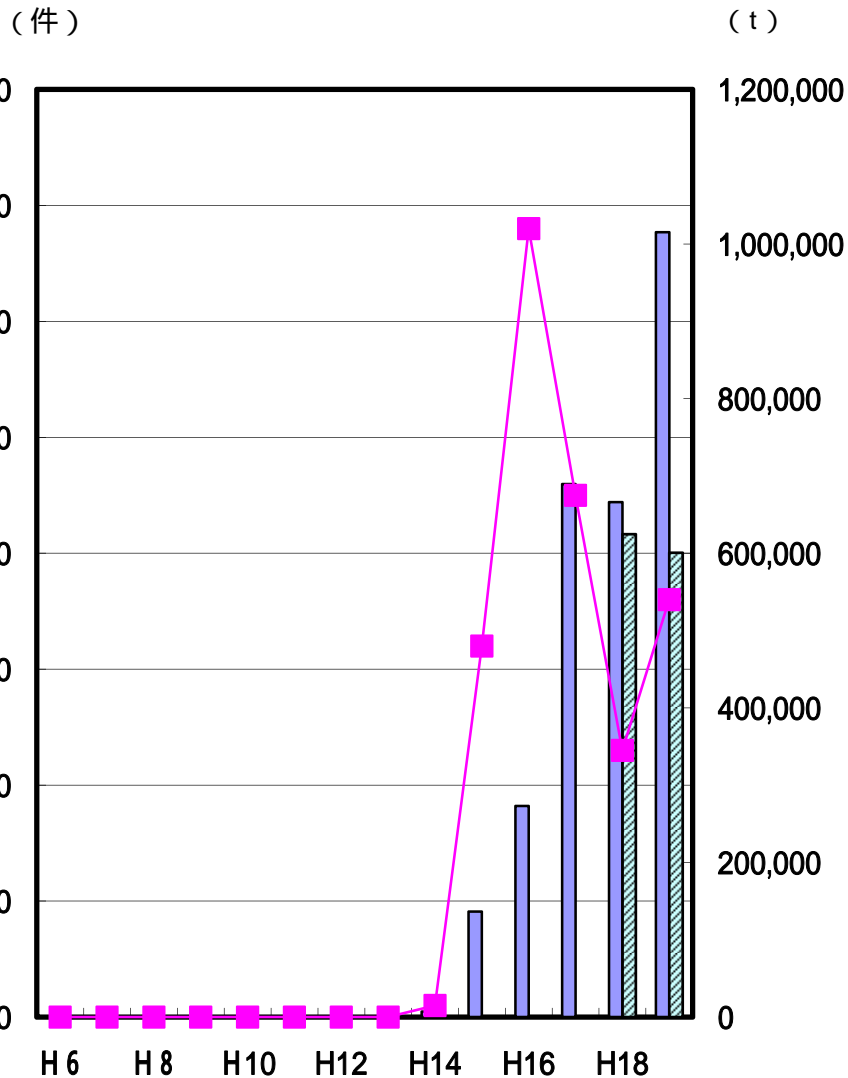


(出所) 日刊工業新聞「主要材料・製品卸売相場」よりMURC作成

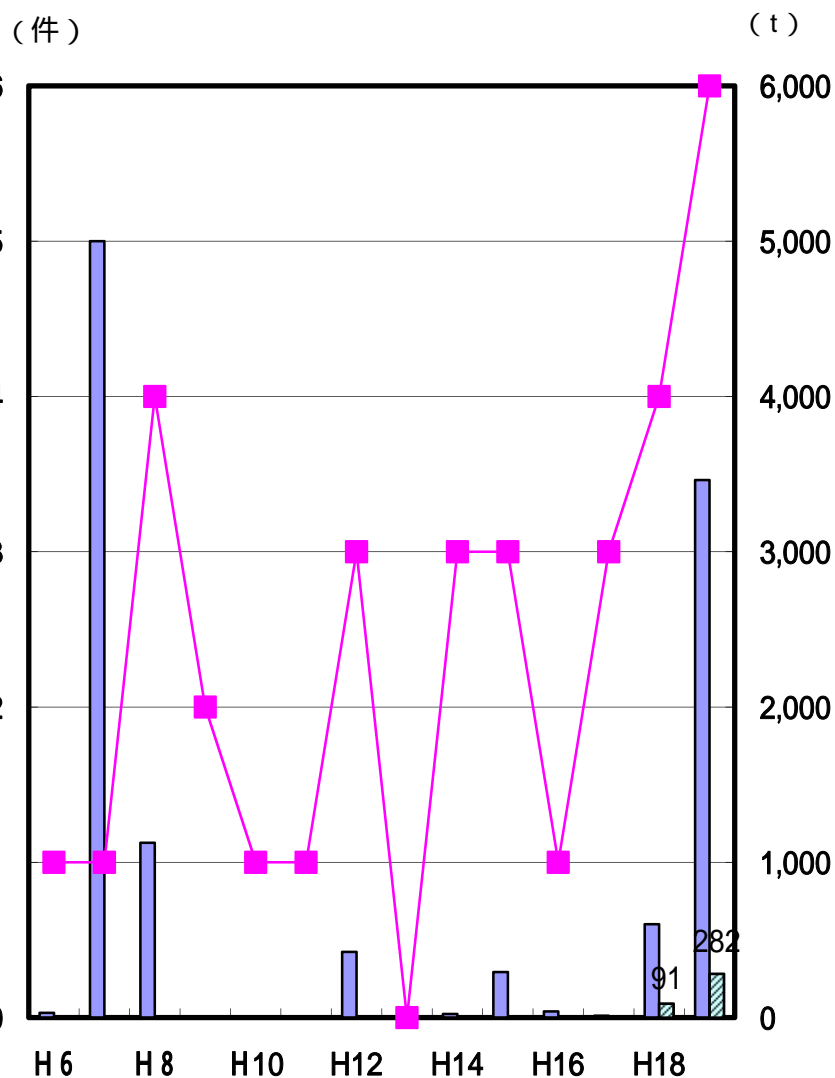
注：月末における安値の比較

廃棄物の輸出入実績

廃棄物の輸出確認及び輸出報告量の推移



廃棄物の輸入許可及び輸入報告量の推移

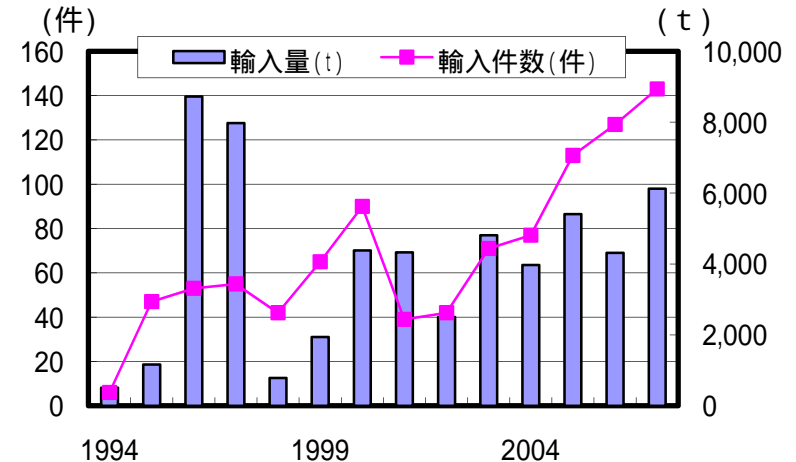
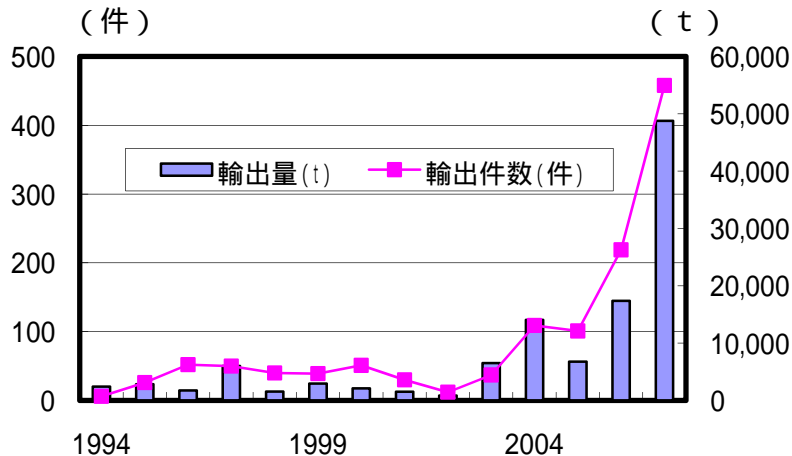


■ 輸出確認量 (t) ■ 輸出報告量 (t) ■ 輸出確認件数 (件)

■ 輸入許可量 (t) ■ 輸入報告量 (t) ■ 輸入許可件数 (件)

特定有害廃棄物等の輸出入実績

我が国からの輸出			我が国への輸入		
相手国への通告	64件 (26)	225,992トン (99,850)	相手国への通告	38件 (42)	20,995トン (23,228)
輸出の承認	55件 (16)	218,590トン (53,600)	輸入の承認	31件 (28)	19,617トン (16,107)
輸出移動書類の交付	458件 (219)	48,788トン (17,357)	輸入移動書類の交付	143件 (127)	6,123トン (4,314)
相手国	韓国、ベルギー、米国		相手国	フィリピン、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、中国等	
品目	鉛灰、鉛スクラップ(鉛蓄電池)、ハンダのくず、ニッケルスラッジ等		品目	銅スラッジ、銀スラッジ、亜鉛スラッジ、廃蛍光灯、基板くず、電子部品スクラップ、ニカド電池スクラップ等	



廃棄物の不法輸出の実例

廃プラスチックの不法輸出未遂事例

- 平成19年9月に発生した廃棄物処理法における廃棄物の無確認輸出未遂事例
- 廃棄された農業用ビニールをリサイクル目的でマレーシアに輸出しようとしたもの
- 泥汚れがひどく、廃棄物に該当するものが含まれており、所定の手続を経ずして輸出しようとした事業者に対して厳重注意文書を発出
- 廃プラスチックの輸出においては必ず破碎・洗浄・裁断等の前処理を行うよう説明会等で呼びかけている



4. その他

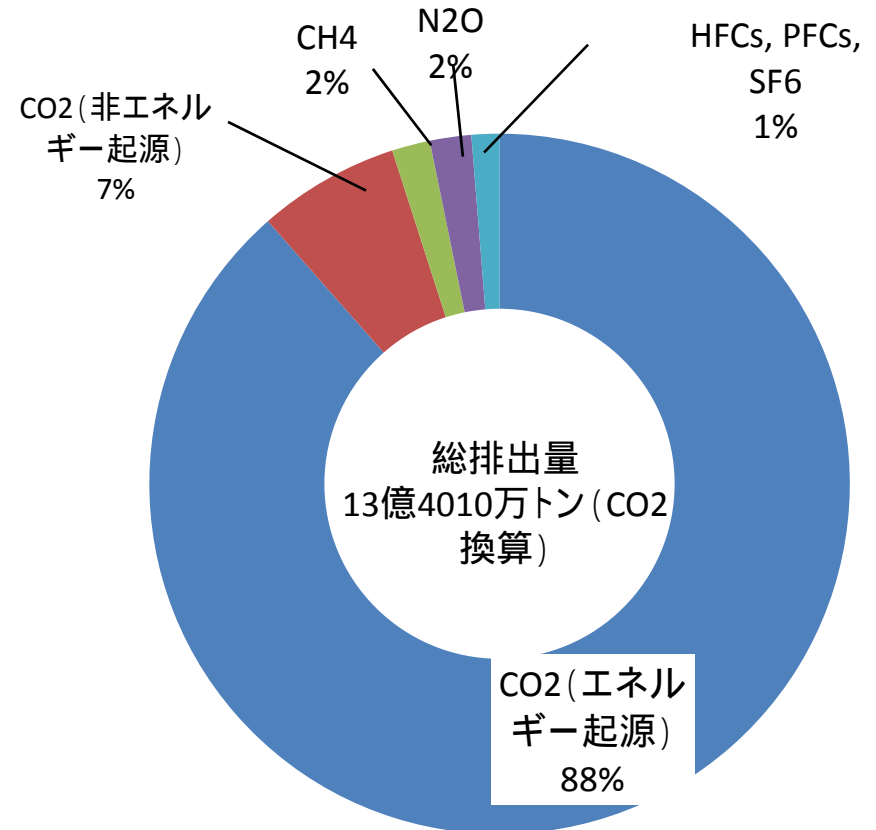
低炭素社会との統合

温室効果ガス排出の状況

日本全体の温室効果ガス排出量 (2006年度、CO2換算)

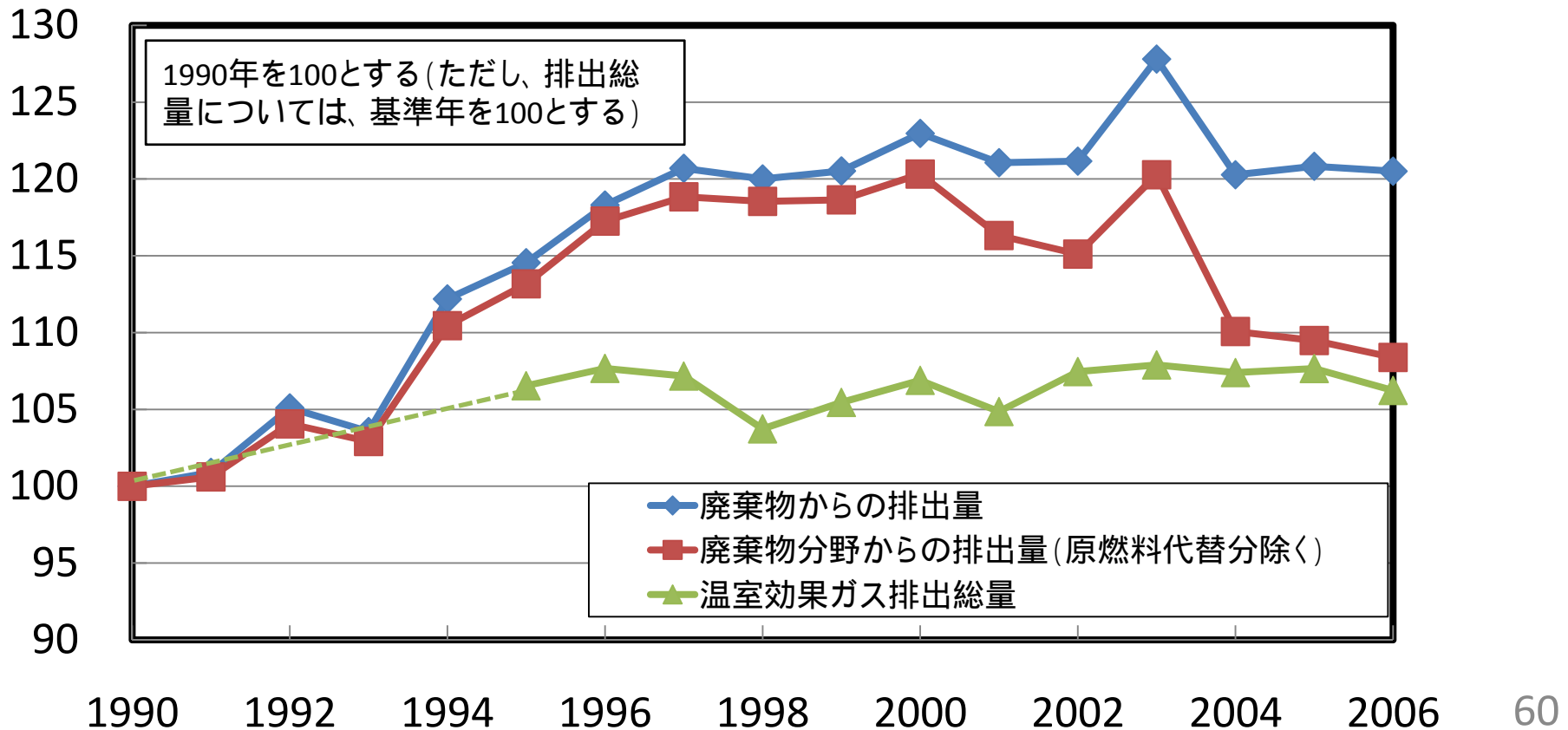
温室効果ガス	排出量(2006年度)
二酸化炭素(CO2) うち廃棄物関係	12億7400万トﾝ 3380万トﾝ
メタン(CH4) うち廃棄物関係	2360万トﾝ 690万トﾝ
一酸化二窒素(N2O) うち廃棄物関係	2560万トﾝ 410万トﾝ
HFCs、PFCs、SF ₆	1730万トﾝ
計 うち廃棄物関係	13億4010万トﾝ 4480万トﾝ(全体の3.3%)

日本の温室効果ガス排出量の内訳(2006年度)

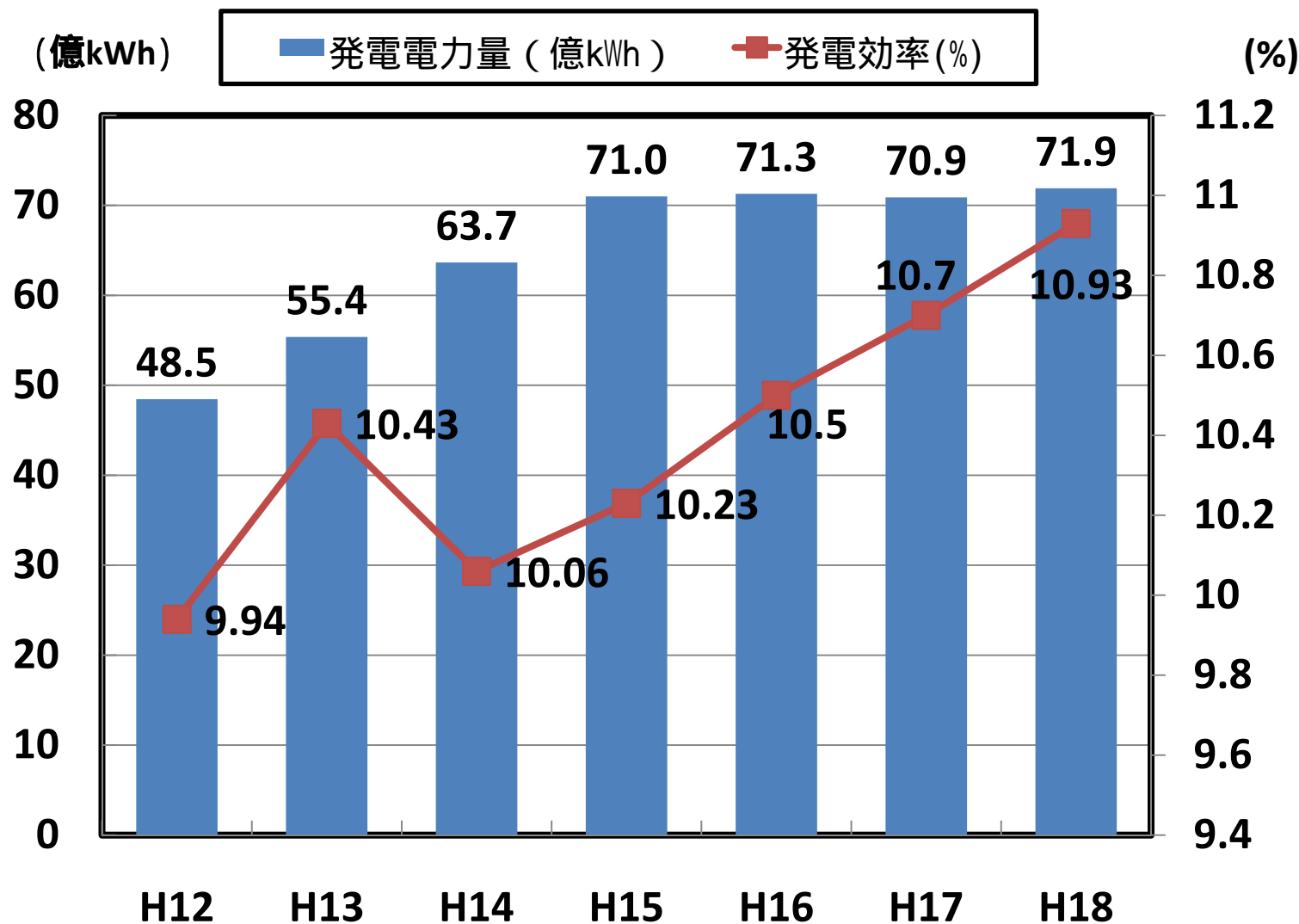


温室効果ガス排出量の推移

- ◆2006年度の温室効果ガス排出総量は13億4,000万トン(CO₂換算)であり、京都議定書の基準年(1990年、ただしHFC、PFC、SF₆については1995年)の排出量を6.2%上回っている。
- ◆2006年度の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は、約4,480万トン(CO₂換算)であり、1990年度(3,720万トン)と比べ21%増。ただし、廃棄物発電等のエネルギー回収分を除くと3750万トンであり、1990年度と比べて8.4%増となる。



廃棄物発電の普及状況（一般廃棄物）



廃棄物処理施設整備計画に掲げる目標

ごみ減量処理率

- ごみ減量処理率は増加傾向
- 今後、ごみの直接埋立を行わず、地域の特性に応じた再生利用等を推進

➔ **平成24年度における減量処理率**
: **概ね100%**

ごみ焼却施設総発電能力

- ごみ焼却施設における発電能力は年々増加傾向
- 今後、RPS法等を活用した高効率な廃棄物発電の実施

➔ **平成24年度における発電能力**
: **2,500MW**

